解散公告

当法人は、平成二十六年十一月三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十日

愛知県西尾市十郎島町南屋敷一五番地

特定非営利活動法人愛知レスキュー

清算人　鈴木　俊幸

解散公告

当社は、平成二十六年十一月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十日

大阪市北区大淀中三丁目一一番二五―八〇六号

株式会社カイザー

代表清算人　木内　幹雄

解散公告

当社は、平成二十六年十一月二十六日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十日

神戸市中央区港島南町七丁目一番九

株式会社花鳥園

代表清算人　加茂　元照

解散公告

当生協は、平成二十六年一月三十一日開催の臨時総会において解散することを議決したので、当生協に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

以上、消費生活協同組合法第七十三条の規定により公告します。

平成二十六年十二月十日

和歌山県伊都郡高野町高野山三八五

高野山大学生活協同組合

代表清算人　南　昌宏

解散公告

当社は、平成二十六年五月二日開催の定時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十日

沖縄県名護市大東二丁目一二番二二号

名桜フーズ株式会社

代表清算人　宮里　啓和

解散公告

当組合は、平成二十六年十一月二十六日開催の通常総会の決議により、平成二十六年十一月二十九日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十日

沖縄県糸満市西崎町四丁目二一番地の七

かりゆしデザイン事業協同組合

清算人　大城　英幸

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年十一月一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十日

宮城県刈田郡七ヶ宿町字長老二八〇番地

農事組合法人胡桃谷地草地利用組合

清算人　髙橋　武司

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十六年十一月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十日

大阪市中央区谷町一―三―二七大手前建設会館三階

大阪府建設業厚生年金基金

代表清算人　榎並　靖博

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十六年十一月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十日

兵庫県神戸市西区美賀多台一丁目一番地の二

兵庫県建設業厚生年金基金

代表清算人　関本　盛男

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十六年十一月十七日兵庫県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十日

兵庫県西脇市郷瀬町六〇五番地

西脇市土地開発公社

代表清算人　吉田　孝司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年二月十二日開催の責任役員会議の決議及び平成二十六年十一月十二日和歌山県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字樫原六九二番地

清算人　關　雄峰

延命寺

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年十一月七日富士見市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十日

埼玉県富士見市大字水子二五五九番地二

富士見市水子貝塚東土地区画整理組合

代表清算人　田中　弥一

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年十一月七日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十日

愛知県知多郡阿久比町大字宮津字二子東一六番地

阿久比宮津特定土地区画整理組合

清算人代表　新美　敏治

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十日

宮崎県宮崎市恒久六丁目九番地一一

社団法人宮崎県断酒友の会

代表清算人　米﨑　邦雄

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十六年七月五日開催の通常総会により解散を決議し、平成二十六年十一月七日茨城県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十日

茨城県常陸太田市松平町一四七番地

清算法人水府南部土地改良区

清算人代表　平根　敏行

解散公告（第三回）

当組合は、組合大会の決議により平成二十六年十一月一日に解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十日

大阪府堺市堺区築港八幡町一番地

新日鐵住金堺労働組合

清算人　尾崎　拓司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十一月十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十日

福岡県小郡市小郡字折口三五八番地七

医療法人和漢堂福冨医院

清算人　福冨　稔明